

病院整備計画公募に関するQ&A

No.	質問	回答
【手続等】		
1	提出する病院整備計画の事前相談は必ず受けなければならないですか。	病院整備計画公募の告知日から受付期限までの間に、埼玉県医療整備課までご連絡の上、病院整備計画の事前相談を必ず受けてください。なお、病院整備計画に係る書類の内容確認に時間を要しますので、受付期限の1週間程度前までにご連絡ください。
2	今後、どのような手続を経て採用する計画を決定するのですか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療構想調整会議(部会含む)における協議(応募医療機関の出席と説明、協議) 2 地域医療構想調整会議の委員による審査(評価項目) <ol style="list-style-type: none"> ①計画の妥当性: 病床の稼働状況(病床利用率)、患者の受入れの見込みなど ②計画の実現性: 医療従事者の確保計画や整備スケジュールなど 3 上記2を参考にして作成した採択案を埼玉県医療審議会へ諮問
3	土地の確保ができていない場合でも応募できますか。	取得予定でも応募することは可能です。取得予定の場合、取得見込、取得時期、都市計画法等許可の協議状況等について「病院の整備計画申出書」に記載してください。特に、整備を計画する市町村の都市計画関係部署との協議状況については、埼玉県医療整備課との病院整備計画の事前相談の際に必ず確認しますので、あらかじめ当該部署へ事前に連絡の上、確認・相談をしてください。
4	図面や資金計画はどの程度のものが必要ですか。	「病院の整備計画申出書」を参照してください。
5	希望する病床数が減らされることはありますか。	配分可能な病床数に上限がありますので応募医療機関に希望病床数を配分できない可能性があります。希望病床数を下回る場合の意向について「病院の整備計画申出書」に記載してください。
【公募対象とする病床機能】		
6	(1)埼玉県地域医療構想において不足が推計されている医療機能とは具体的にどのようなものですか。	<p>二次保健医療圏ごとの募集する医療機能は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部医療圏 : 高度急性期機能 ・東部医療圏 : 高度急性期機能、回復期機能(地域包括ケア)、慢性期機能 ・県央医療圏 : 回復期機能 ・川越比企医療圏 : 回復期機能 ・西部医療圏 : 回復期機能、慢性期機能
7	「高度急性期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	「急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能」として、主に「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」「新生児特定集中治療室管理料」施設基準を満たす病床等を想定しています。
8	「回復期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」として、主に以下の病床等を想定しています。 <ol style="list-style-type: none"> ①「地域包括ケア病棟入院料」又は「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病床 ②「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する病床
9	「慢性期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	「長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能及び長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、難病患者等を入院させる機能」として、主に以下の病床等を想定しています。 <ol style="list-style-type: none"> ①筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる病床 ②その他、長期にわたり療養が必要な患者を受け入れる病床(※) <p>※地域の実情に応じ、在宅、介護施設等との機能・役割分担を整理した計画に限る。</p>

No.	質問	回答
10	(2)埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて必要な病床について 「がん・脳卒中・心血管疾患の高度医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	以下に該当する病床等を想定しています。 <がん> がん診療連携拠点病院(国指定)や埼玉県がん診療指定病院(県指定)の指定を受けている、又は整備後指定を受けることが見込まれる医療機関であって、かつ、厚生労働省通知「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」で定められている医療機関(進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等)を想定しています。 <循環器疾患(脳卒中、心血管疾患)> 厚生労働省通知「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」で定められている医療機関(開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等)であって、かつ、以下の①②を行うこと。 ①地域連携室等を整備し、地域医療機関と診療情報の適切な共有を実施 ②予防教育、リハビリテーション等を進めるためのコメディカルスタッフの充実・研修体制の整備
11	「救急」「小児」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	以下に該当する病床等を想定しています。 ①「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」施設基準を満たす病床 ②「救急業務に協力する旨の申出書」に記載する救急専用病床又は救急優先病床 ③その他第二次(小児)救急医療、第三次(小児)救急医療を行うために必要な病床
12	「周産期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	以下に該当する病床等を想定しています。 ①「新生児特定集中治療室管理料」「新生児治療回復室入院医療管理料」「総合周産期特定集中治療室管理料」施設基準を満たす病床 ②分娩を取り扱う病床 ③その他高度な周産期医療を行うために必要な病床
13	「感染症医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における当該感染症の入院医療を行うために必要な病床(重症病床に限る。)を想定しています。なお、平時における病床の医療機能や病床数の妥当性については、応募医療機関から説明していただきます。
14	「在宅医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	以下に該当する病床等を想定しています。 ①在宅療養支援病院の届出をしている、または整備後届出をすることを予定する医療機関の病床 ②在宅療養後方支援病院の届出をしている、または整備後届出をすることを予定する医療機関の病床 ③その他緊急時に在宅療養患者や介護施設等からの患者を受け入れる機能として、主に「地域包括ケア病棟入院料」又は「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病床
15	医療機能で不足が推計されていないが、保健医療計画の実現に必要な病床は応募できますか。	応募可能です。仮に医療機能で不足が推計されていなくても、地域保健医療計画で必要な医療提供であって、応募地域において必要な医療提供であれば認められる可能性はあります。

No.	質問	回答
【応募条件について】		
16	着工に係る応募条件について	2025年度(令和7年度)までに「病院開設(変更)許可書」の交付を受けることが応募条件となっています。
【採用決定後の手続等】		
17	採用決定後に計画を変更することはできますか。	原則としては採択した計画のとりの整備をお願いします。 ただし、地域医療構想調整会議及び医療審議会において変更計画の協議を行い、保健医療部長がやむを得ないと認めた場合のみ変更可能です。
18	採用決定後、開設するまでの間に報告等は必要ですか。	開設するまで「四半期ごとの定期的な進捗状況の報告」が必要です。 報告時期は3月末・6月末・9月末・12月末の状況を翌月15日までに報告してください。 その他、必要に応じて随時県から報告を求めることがあります。
19	計画が採用されなかった場合は、増床はできないのでしょうか。	今回の公募により許可病床数(整備予定病床数を含む。)が2025年(令和7年)における必要病床数に達する見込みですので、原則として増床はできません。ただし、厚生労働大臣との協議により認められる場合があります。(医療法第30条の4第11項及び医療法施行規則第30条の32の2)
20	有床診療所の病床整備は公募対象になりますか。	有床診療所の病床整備は公募対象です。 ただし、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当する地域包括ケアシステムの構築、小児・周産期・救急医療の推進等のために必要な病床については、公募ではなく、従前と変わらず届出の手続の対象となります。「有床診療所の届出に関する指導要綱」第5条に基づき、公募期間中は公募と同じスケジュールで実施しますので、手続の詳細は以下の県HPを確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/yushoshin/yusyoshin.html